

## 令和8年 中間市農業委員会総会（5月）議事録

1. 開催日時 令和8年5月13日（水）10時00分開会～10時40分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第1会議室
3. 出席委員 6名 会長 柴田 功 2番 白橋 宏 3番 貞末 重雄  
4番 日高 靖 5番 植本 壽 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 3名 原口 佳三、阿部 伊智雄
6. 事務局 3名 宮崎事務局長 花田補佐 坂本
7. 議事日程について  
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（転用）  
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第9号 令和7年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について  
議案第10号 認定農業者の認定に係る意見照会について

### 【議事内容】

〇〇議長：ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和8年5月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

まずはじめに報告事項を議題といたします。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料1ページをお開きください。報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（転用）」です。今回1件届出が出されておりますのでご報告いたします。それではご説明いたします。

農地の所在中間市大字垣生宮ノ前〇〇〇〇。面積 302 m<sup>2</sup>。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市中尾二丁目〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。

こちらの農地の位置図及び写真を 2、3 ページに載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。場所は垣生の住宅地の中になっております。現地を確認したんですが、草刈り等の管理はされているようでした。

〇〇議長：ご意見等無いようですので、報告第 1 号を終わります。次に議決事項を議題といたします。議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料 8 ページをお開きください。議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」です。今回 1 件所有権移転の提出がなされておりますのでご説明いたします。

農地の所在中間市岩瀬西町〇〇〇〇外 4 筆。面積合計 1,519 m<sup>2</sup>。譲渡人〇〇〇〇。住所北九州市八幡西区鉄竜一丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市岩瀬西町〇〇〇〇。こちらの農地は市街化区域内の農地となっておりますので、農地中間管理機構を活用した売買ではなく、農地法第 3 条に基づく申請となっております。いまご説明した位置図及び写真につきましては 10、11 ページに載せていますのでご確認をお願いします。写真のとおり現状は草が生えているのですが、定期的に管理されてますが、耕作等はされていない状況です。また、現地を確認したところ、水の入り口と排水口が無いので、作付予定の作物は野菜や果樹等を予定しているとのことです。

農地法第 3 条の農地の権利移動は、同条第 2 項に全て該当しない場合が権利移動を受けられますので調査書の結果をご報告します。資料 9 ページをご覧ください。第 2 項第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当いたしません。第 2 項第 2 号農地所有適格化法人以外の法人。譲受人は個人であり、法人ではないため該当いたしません。第 2 項第 3 号信託。こちらは信託ではないので該当いたしません。第 2 項第 4 号農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。第 2 項第 5 号転貸禁止。許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には当たりま

せんので該当いたしません。第2項第6号地域調和。申請地では、みかん等の果樹を作付し、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。地元農業委員の〇〇委員、地元推進委員がいないため〇〇委員、事務局で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認していますのでこちらも該当いたしません。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。  
先ほど事務局から説明があったとおり、現状は管理というか荒れてはいないんですが用水と排水が無いところです。また、農地の入り口が狭くなっています。

〇〇委員：先日、確認に行ったら重機が入っていてきれいに整地されていました。

〇〇委員：3月に自分が相談を受けて現地を見たけど、作付出来るのは野菜や果樹でしょうね。

事務局：申請者の親名義の農地があり、そこを耕作しているようなので、農業が初めてというわけではないです。

〇〇議長：農地として活用していただけるのならですね。

〇〇委員：本人も農業をする気はあります。相談を受けたときは頑張りますと言っていました。

〇〇議長：他にご意見等は無いですでしょうか。無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第8号を終わります。次に議案第9号「令和7年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料17ページをお開きください。議案第9号「令和7年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」です。

こちらは昨年、令和7年度計画として立てた内容の実績と事務を公表することとなっておりますので、事務局で取りまとめた公表案を説明します。

17ページの農業委員会の状況についてですが、令和7年4月1日現在の状況と

なっており、変更はございませんので、説明は省略いたします。次に、18 ページをご覧ください。Ⅱの最適化活動の実施状況についてです。①現状の管内の農地面積 272ha、集積面積 189ha、集積率 69.5%となっており、課題としては農地の確保・有効利用を図る上で耕作者の確保が重要となるが、農業従事者の高齢化等により減少しているため、地域における担い手の確保及び担い手への集積が課題となっております。実績としては、既に担い手が利用権設定等で農地を借りて集積されている農地の更新のみとなっていたため、新規集積は 0ha となっております。そのため、令和 7 年度末の集積については集積面積 189ha、集積率 69.5%と変わっておりません。ただ、集積の目標の面積は 196ha としておりましたので、今年度の達成状況は、96.4%となっております。

農業委員会としての点検結果として、集積を行う農地の確保が難しい状況であるため、離農希望者等からの相談を密に行いながら担い手への農地集積を行っていく必要があることを記載しております。

次の遊休農地の発生防止・解消については、1 号黄区分の遊休農地の整備等を行う必要がある農地が 2.3ha ありますが、費用面等が課題となっており解消には至っていない状況です。

19 ページの③実績にあるとおり、緑区分の草刈り等で耕作できるようになる遊休農地は無いため、0ha となっております。黄色区分は所有者と耕作者との協議中であり、解消は出来ていない状況ですが、新たに遊休農地の発生は無いため、引き続き、新たな遊休農地の発生を防止しつつ、既存の遊休農地の解消出来るよう取り組んでいくこととしております。また、整備等が必要な農地は解消に向け、所有者や関係機関等と協議していくことを今後の課題としております。

(3) の新規参入の促進についてですが、長い期間、新規参入者がいない状況です。20 ページの実績としましては、令和 7 年度も変わらず新規参入となった経営体は 0 となっております。今後は農業者からも相談等あれば新規参入者への農地の提供も検討していくとのお話をいただいているので、それを加味しながら関係機関と連携して、就農希望者を積極的に支援を行っていくこととしております。

2 の最適化活動の活動目標については、最適化活動として就農相談や農地パトロール等の活動を行う日数を一人あたり月 5 日としております。最適化活動に取り組む人数が農業委員数は 7 名、最適化推進委員数 3 名として活動しております。

活動強化月間の設定については、8 月に農業委員会の総会終了後、農地パトロールを行い、遊休農地の確認等を行っています。12 月に情報収集として所有者や担い手への意向調査を実施しました。今年度については、所有者に向けた相続登記についても広報等で周知する予定としております。

21 ページをお開きください。

(3) の新規参入相談会への参加については、昨年(令和6年)の11月に普及センターの職員を講師として招き、農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象とした新規就農希望者に対する相談業務について研修を行いましたので、その分を1回として実績を上げております。目標の達成状況としては目標に対して期待通りの結果が得られていると判断されるので、その旨案として記載しております。

資料22ページをご覧ください。

事務の実施状況について、令和7年度は毎月農業委員会総会を開催しましたので、計12回としています。農地法第3条に基づく許可事務は3件処理しており、全て許可しておりますのでその内容を処理件数としております。

農地転用に関する事務は、福岡県の許可を要する市街化調整区域内農地の転用事務は無いため、令和7年度の件数は0件となっています。

違反転用の対応については、年度末時点で0.35haが違反転用の農地となっていますが、今年度は解消した農地はないため、実績は0haとなります。

説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありました。皆様、本件について何かご意見等はありませんか。

〇〇委員：下大隈の違反転用の農地について、所有者が市外の方だと思っておりますので、少なくとも年に1回は通知をお願いします。それともう1カ所、解消できていない農地がありますので、そちらも同様をお願いします。

〇〇議長：新規参入については、現状難しいところではあります。また、後継者問題も今後出てくるかと思っておりますので、後継者の育成も必要となってきますので、事務局含め、相談等があった場合は、関係機関と協力して支援等を行っていきましょう。あと、集積率については、相続登記等の関係で進んでいないため、まずは法律で決まっていますので相続登記を進めていき、利用権設定の面積を増やしていけたらと思っております。

最後に、7月で委員の改選がありますので、研修の開催や積極的に参加をして知識を深めてもらえたらと思っております。

〇〇議長：ほかにご意見等はありませんか。無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第9号を終わります。

次に議案第10号「認定農業者の認定に係る意見照会について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：はい、資料23ページをご覧ください。議案第10号「認定農業者の認定に係る意見照会について」です。

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の申請について農業委員会の意見を求めるものとなっております。今回の申請は全て更新者で、期間満了に伴う申請となっております。1件目。申請人〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。営農類型主食用水稲、米粉用米。経営改善の方向の概要は農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指す。また、兼業農家であるため、作業内容の見直しを行い、作業の効率化の改善を図ることとしております。年間労働時間は1,397時間。年間所得は252万円を目標としております。また、経営規模拡大に関する目標は現状と同様で574aとなっております。

2件目。申請人〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。営農類型水稲、大豆、大麦。経営改善の方向の概要は、作業内容の見直しを行い、作業の効率化の改善を図る。農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指す。作物毎の収益を算定し、無駄な経費を削減していくこととしております。年間労働時間は1,920時間。年間所得は403万円を目標としております。また、経営規模拡大に関する目標は現状417aに対し、目標は556aとなっております。

3件目。申請人〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。営農類型水稲、大麦。経営改善の方向の概要は兼業農家であるため、作業内容の見直しを行い、作業の効率化の改善を図る。また、農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指すこととしております。年間労働時間は1,022時間。年間所得は212万円を目標としております。また、経営規模拡大に関する目標は現状と同様で426aとなっております。通常であれば市の基本構想は年間所得410万円を基準としていますが、兼業についてはその半分を基準とすることとしておりますので、1件目と3件目の申請者はその内容で申請されております。

説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

本来は経営規模に関する計画は規模拡大を計画しないといけないんですけど、先ほど説明にもあったとおり、本市は土地利用型なので作れる面積が決まっているので、難しいところではありますが、目標値は少し上げて良かったかとは思うんですけどね。

〇〇委員：そうですね。目標なので少しは増やしても良かったのではと思います。

事務局：面積拡大の見込みは難しい状況ではありますが、収入については市の基準を上回っていること、また、兼業であることから労働時間確保の関係で経営面積を現状維持としております。

〇〇委員：分かりました。

〇〇議長：ほかにご意見等ありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第10号を終わります。

続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事務局：-農業委員会ネットワークからの情報提供について-

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。